

株式会社建材社に対する再生支援の完了について

2015年1月30日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、再生支援対象事業者である株式会社建材社について、2014年8月22日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、同年9月12日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

当機構は、再生支援決定以後、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者調整を行うことで再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ち、かつ実務面の引継業務が全て終了したことにより、本日付で再生支援対象事業者に対する再生支援決定に係る全ての業務を完了しました。

※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上

本件に関するお問い合わせ先
地域経済活性化支援機構 企画調整室
TEL: 03-6266-0304